

高根沢町デマンドバス運営・運行業務仕様書（案）

1 業務の名称

高根沢町デマンドバス運営・運行業務

2 趣旨

デマンドバスの運行を行うための受託者を選定する公募型プロポーザルを実施するに当たり、運営・運行業務内容の詳細について、この仕様書に定めるものとする。

3 全体的事項

（1）契約期間

契約を締結した日から令和 12（2030）年 3 月 31 日まで

（2）運行期間

令和 9（2027）年 4 月 1 日から令和 12（2030）年 3 月 31 日まで

（3）業務の内容

この業務は、デマンドバスの運営及び運行に必要な業務とし、主なものは次のとおりとする。

ア デマンドバスの運行

イ 乗車券の発行及び販売

ウ 利用者の登録

エ デマンド方式における受付及び配車

オ 車両の清掃及びメンテナンス

カ 問合せ等の対応

キ 利用増進対策及び緊急時対応

（4）再委託の禁止

「（3）業務の内容」中の「オ 車両の清掃及びメンテナンス」以外の業務を他の者に再委託することはできない。

4 運営に関すること

（1）利用料金に関すること

ア 乗車券の発行及び販売は、受託者が行う。

イ 利用者の利用料金の支払方法は、現金、乗車券又は電子決済による方法（電子マネー、バーコード決済その他の決済方法であって町が承認したものに限る。）によるものとする。

ウ 利用料金は、乗車 1 回当たり 100 円とする。ただし、未就学児（保護者が同乗する場合に限る。）の利用料金は、委託料に含まれるものとみなし、徴収しないこと。

エ 町内在住の満 80 歳以上の者の利用料金は町が負担するため、当該者からは、利用料金を徴収しないこと。受託者は、翌月に当該者の利用に係る利用料相当額を町に請求す

るものとする。

(2) 収入に関すること

利用料金収入は、すべて受託者の収入とする。

(3) 利用増進に関すること

デマンドバスの利用向上及び利用者の増加を図るために実証運行等を行うなど、受託者は創意工夫に努めること。

(4) 事務所の設置・維持管理に関すること

ア デマンドバスの運営・運行に必要な事務所は、受託者が高根沢町内に設置すること。

イ 事務所の維持管理は受託者が責任を持って行い、適正に管理すること。

(5) 利用者へのサービスに関すること

ア デマンドバスを利用できる者は、利用登録をし、かつ、1人でデマンドバスに乗降できるものとする。ただし、1人では乗降できない者であっても、介助者が同乗する場合は、利用できるものとする。

イ デマンドバスを利用できない者は、利用登録をしていない者、1人でデマンドバスに乗降できない者（介助者が同乗する場合を除く。）及び未就学児（保護者が同乗する場合を除く。）とする。

ウ 利用の申込みがあった場合は、迅速な対応をすること。

エ 車両の故障等が発生した場合は、代替の車両を用意し対応すること。

オ 利用予約等のための専用の電話回線を設置すること。

カ 利用者には、平等かつ公平なサービスを提供すること。

キ 「利用者からまた乗りたいと思われるようなデマンドバス」にするため、運転手及びオペレーターの社員研修を実施しサービスの向上に努め、利用の増進を図ること。

5 運行に関すること

(1) 運行日は、毎日とする。

(2) 運行台数は、制限しない。

(3) 運行エリア等に関すること

ア 運行エリア 運行エリアは、高根沢町内全域、黒須病院（さくら市）及び藤井脳神経外科病院（宇都宮市）とする。

イ 運行便数 利用者の需要に応じて対応するものとする。

ウ 運行時間 コアタイムは、午前7時から午後6時までとする。利用者へのサービス向上のため、町の承認を受けて、コアタイム以外の運行をしても差し支えない。

【参考】令和 7 年度運行実績

	年間乗車人数				【参考】1 日 平均乗車人数
	(全体)	うち未就学児	うち遠距離通 学児童【参考： 本業務の対象 外（教育委員 会委託業務関 係）】	うち 80 歳以上	
平日	31,539 人	253 人	2,474 人	14,317 人	86 人
土曜日	4,268 人	105 人	5 人	1,764 人	12 人
日曜日・祝日	3,369 人	49 人	0 人	1,367 人	9 人

(4) 運行形態に関すること

運行形態は、デマンド運行とする。

(5) 運行管理に関すること

ア 毎月の登録者数、利用者数、運賃、走行距離等の運行に関する報告書、事故に関する報告書、苦情処理・ご意見ご要望等に関する報告書等（任意様式）を作成し、運行月の翌月の 10 日までに町に報告すること。

イ デマンドバス運行上関係する法令等を遵守すること。

ウ 安全運行には万全を期すること。

(6) 利用者の登録に関すること

電話、FAX 等により利用登録票の受付を行い、速やかに利用者登録情報を配車システムに登録すること。

・令和 7 年度新規登録実績 596 人

(7) 委託業務責任者の選任に関すること

ア 委託業務に対する責任者を置くこと。

イ 委託業務責任者は、委託業務に関する代表者として連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにしておくこと。

(8) 運行管理者及び整備管理者の選任に関すること

ア 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 23 条に規定する運行管理者の選任をすること。

イ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 50 条の規定に基づく整備管理者を選任するものとする。

(9) 車両の整備に関すること

定期点検、車検は、受託者において期限内に実施し、町に点検整備結果を提出すること。

(10) 事故等があった場合の処理に関すること

ア 緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。

イ 事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに、事故報告書を提出すること。

ウ 受託者は、防犯、防災に関する情報を入手した場合や緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、町との連携を図ること。

エ 受託者は、利用者の生命若しくは身体を害したとき、又は他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うこと。

6 貸与品に関すること

(1) 使用車両について

使用車両として、次の4台を町が受託者に無償貸与する。なお、受託者において、使用車両を追加しても差し支えない。

No.	車両	燃料種別	走行距離 (令和8年8月1日時点)	備考
1	ハイエース（14人乗り）	軽油	463,534 km	初度登録 H30.8 R9.3 更新予定
2	ハイエース（10人乗り）	ガソリン	433,763 km	初度登録 H30.8 R9 更新予定
3	ハイエース（14人乗り）	軽油	102,923 km	初度登録 R6.2
4	ステップワゴン（8人乗り）	ガソリン	180,428 km	初度登録 H31.3

(2) 配車システムについて

配車システムについては、町が所有するパソコン等のシステム（無線による方式）を貸与する。受託者は、町の配車システムを目的外に使用してはならない。

(3) 貸与車両に係る費用の負担に関すること

ア 燃料費及び洗車費用は、受託者の負担とし、委託料に含まれるものとする。

イ 貸与車両の修繕費（部品代及び作業費を含む。）については、次のとおり負担する。

(ア) 1件当たりの修繕費（経年劣化及び通常消耗により交換するタイヤ、バッテリー、ワイパー等の購入及び交換に要する費用を含む。）が50万円以下のものは、受託者の負担とし、委託料に含まれるものとする。

(イ) 1件当たりの修繕費が50万円を超えるものは、町と受託者で協議のうえ、負担区

分を決定するものとする。

ウ 受託者の責に帰すべき事由（交通事故、不適切な取扱い等）により車両に損傷が生じた場合の修繕費は、金額にかかわらず受託者の負担とする。

エ 車両の定期点検及び車検に要する費用は、受託者の負担とし、委託料に含まれるものとする。

オ 受託者は、修繕を実施したときは、修繕の内容及び費用を記録し、翌月の運行報告書とあわせて町に報告するものとする。

7 運転手及びオペレーターに関すること

（１）受託者は、運転手及びオペレーターを置くものとする。

（２）オペレーターは電話予約受付に関する業務を行うものとする。当日の便の予約受付時間は午前８時から午後６時までとし、運行する便の３０分前までの受付を基本とする。ただし、午前７時の便は、前日午後６時までの受付とする。

（３）オペレーターについては、本業務に対する専属性は求めないが、予約受付時間においては、常に予約受付に対応できること。

8 保険に関すること

本業務に使用する全ての車両は任意保険又は共済に加入することとし、加入手続及び保険料の支払いは受託者が行うこと。また、加入する任意保険又は共済の賠償内容は、次に掲げるものとする。

- ・対人賠償保険：無制限
- ・対物賠償保険：無制限
- ・人身傷害保険：３,０００万円以上

9 許認可申請に関すること

本業務は、道路運送法第４条の規定に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けて実施するため、運行開始までに許可を受けること。なお、道路運送法第５条に基づく許可申請に要する経費は受託者が負担すること。

10 委託料の請求及び支払いの時期に関すること

委託料の請求及び支払いの時期については、町と受託者との協議により決定する。

11 契約の解除

（１）催告による解除

受託者が本業務を履行しない場合において、町が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき、町は契約の解除をすることができる。

（２）催告によらない解除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、町は何らの通知、催告をすることな

く、直ちに契約を解除することができる。

ア 業務仕様又は契約条項に違反し、町が催告したにもかかわらず 14 日以内にその違反が是正されないとき。

イ 受託者が契約の履行を拒絶する意思を明確に表明したとき。

ウ 監督官庁より営業の許可の取消し、停止等の処分を受けたとき。

エ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は租税公課の滞納処分を受けたとき。

オ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。

カ 本業務の受託にあたって虚偽の申告、不正行為又はこれらに類する行為があったことが発覚したとき。

キ 受託者に重大な法令違反があったとき、又は受託者の役員若しくは従業員に業務に関する重大な法令違反があったとき。

(3) 損害賠償等

上記(1)又は(2)により契約が解除された場合において、受託者は、契約が解除されたことによる損害の賠償を請求することができない。

1 2 個人情報の取扱い

ア 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用してはならない。また、受託者は、本業務により取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき取り扱わなければならない。委託期間満了後も同様とする。

イ 受託者は、委託期間が満了したとき(継続して契約したときを除く。)は、利用者登録情報等のデータを町に提供するものとする。また、町に提供した利用者登録情報等のデータについて、自ら保有するものを速やかに廃棄し、その廃棄証明を町に提出するものとする。

1 3 その他

ア 運行日及び運行エリア等については、契約期間内であっても町の施策に基づき、変更となることがあり得る。

イ 町は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本運營業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。

ウ 受託者が変更になった場合は、委託期間満了の 3 か月以上前から新受託者への引継ぎを行うなど、業務の円滑な引継に協力しなければならないものとする。

エ 本仕様書及びプロポーザルにおける提案書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、町と協議のうえ決定するものとする。